

平成27年度母子保健対策関係予算概算要求の概要



厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課

(平成26年度予算) 19,506百万円 → (平成27年度概算要求) 24,852百万円

1 母子保健医療対策の強化 1,135百万円 → 16,810百万円
～地域における切れ目ない妊娠・出産支援の強化～ 【一部推進枠3,287百万円】

(1) 妊娠・出産包括支援事業の展開【新しい日本のための優先課題推進枠】

地域ごとに、様々な機関の関係者が機能の連携・情報の共有を図り、妊娠期から子育て期にわたる総合的相談や支援を行うワンストップ拠点を立ち上げ、母子保健コーディネーターが全ての妊産婦等の状況を継続的に把握し、情報の一元化を図る。

また、退院直後の母子への心身のケアや育児サポートなどを行う産後ケア事業等を実施する。

さらに、都道府県が母子保健コーディネーター等の人材育成のために研修を行う等、市町村を支援する仕組みを構築する。

(2) 不妊に悩む方への特定治療支援事業の実施【新規】

不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、高額な医療費がかかる特定不妊治療に要する費用等の助成を行う。

※ 本事業については、平成26年度事業費及び周知・準備経費を平成25年度補正予算に計上し、平成26年度の事業は安心こども基金において実施しているところであるが、事業を安定的に実施するため、基金（補正予算）から当初予算に計上するものである。

(3) 生涯を通じた女性の健康支援事業の実施

リプロダクティブ・ヘルス（性と生殖に関する健康）等を重視しつつ、女性がその健康状態に応じた的確に自己管理を行うことができるようにするための健康教育の実施、不妊・不育症及び思春期、妊娠・出産、更年期、高齢期等各ライフステージに応じた課題に対応するための相談体制を構築することにより、生涯を通じた女性の健康の保持増進を図る。

また、HTLV-1母子感染予防対策の推進を図る。

(4) 子どもの心の診療ネットワーク事業の実施

様々な子どもの心の問題、児童虐待や発達障害に対応するため、都道府県域における拠点病院を中核とし、医療機関や保健福祉機関等と連携した支援体制の構築を図るための事業を実施するとともに、災害時の子どもの心の支援体制づくりを実施する。

2 慢性的な疾病を抱える児童などへの支援

13,866百万円 → 3,196百万円

(1) 小児慢性特定疾病医療費

長期にわたり療養を必要とし、及びその生命に危険が及ぶおそれがあるものであって、療養のために多額の費用を要する疾病（小児慢性特定疾病）にかかっている児童等について、健全育成の観点から、患児家庭の医療費の負担軽減を図るため、医療費の自己負担分の一部を助成する。

※ 小児慢性特定疾病医療費は、改正児童福祉法が平成27年1月施行のため、平成26年度予算においては、2ヶ月分のみ計上。平成27年度予算では、その平年度化により増加する費用については、予算編成過程で調整する取扱いとされている。

(2) 小児慢性特定疾病児童等の自立へ向けた支援

幼少期から慢性的な疾病にかかっているため、学校生活での教育や社会性の涵養に遅れが見られ、自立を阻害されている児童等について、地域による支援の充実により自立促進を図る。

※ 小児慢性特定疾病児童等自立支援事業は、改正児童福祉法が平成27年1月施行のため、平成26年度予算においては、3ヶ月分のみ計上。平成27年度予算では、その平年度化により増加する費用については、予算編成過程で調整する取扱いとされている。

(3) 小児慢性特定疾病児童成人移行期医療支援モデル事業【新規】

小児慢性特定疾病児童の成人期移行過程での医療については、患児の成長・発達を踏まえ、また、個々の疾病の状態の変化に合わせた医療が必要であり、この移行期医療の提供体制の整備が重要な課題である。

このため、小児と成人に対する医療が異なる疾病領域を対象とし、移行期医療を円滑に進めるためのツール等の開発、研修、実証をパッケージ化し、移行期医療の提供モデルを構築し、その提供体制の整備を促進する。

(4) 小児慢性特定疾病登録管理システム開発及びデータ運用事業の実施

小児慢性特定疾病の治療研究に資する患児データについて、その登録内容の精度を向上させるため、医師が直接登録するためのシステム開発、そのデータを活用したデータベースの構築及びデータ提供のための体制の整備を行う。

(5) 小児慢性特定疾病指定医育成事業【新規】

小児慢性特定疾病指定医は、学会が認定する専門医を取得していること又は都道府県等が実施する研修を受けていることを要件とする。このため、本事業によりその研修を実施し、小児慢性特定疾病の診断が適切に行われる体制を整備する。

(6) 小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業の実施等

日常生活を営むのに著しく支障のある在宅の小児慢性特定疾病児童等に対し日常生活用具を給付することで、日常生活の便宜を図る。

また、小児慢性特定疾病医療費助成の対象疾病の拡大を踏まえ、必要な日常生活用具の追加を検討する。

その他、小児慢性特定疾病児童等の健全育成及び自立支援を図るための経費を計上する。

3 未熟児養育医療等

3,606百万円 → 3,698百万円

身体の発育が未熟のまま生まれた未熟児に対する医療の給付等を行う。また、特に長期の療養を必要とする結核児童に対する医療の給付を行うとともに、必要な学習用品・日用品を支給する。

4 研究事業の充実（成育疾患克服等次世代育成基盤研究事業）

710百万円 → 926百万円

子どもの健全育成を保障する持続可能な社会基盤の開発や改善等のために、妊産婦と子どもの二つの世代に着目して、保健・医療・福祉分野の社会的課題に対応する政策提言型の基盤的研究と社会的に対策が求められる成育疾患の病態解明や治療法開発を目指す研究を実施する。

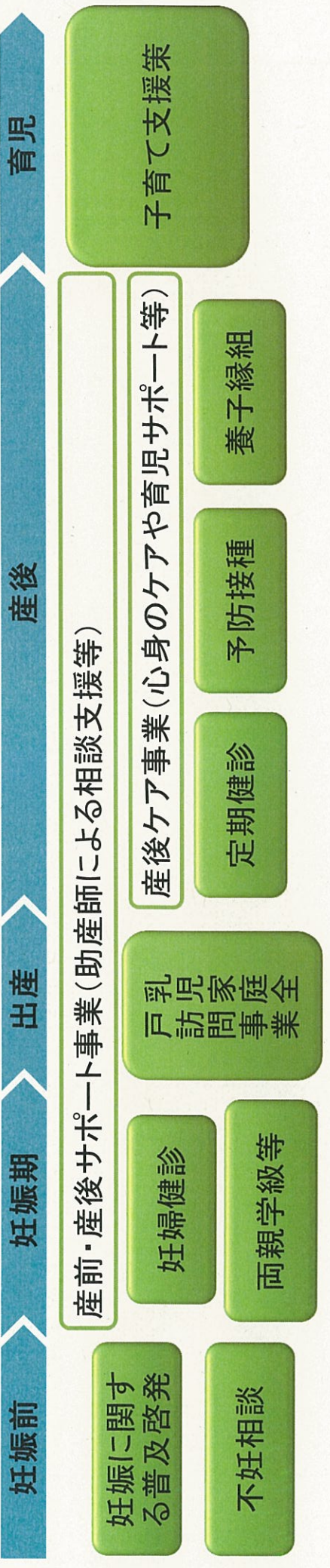
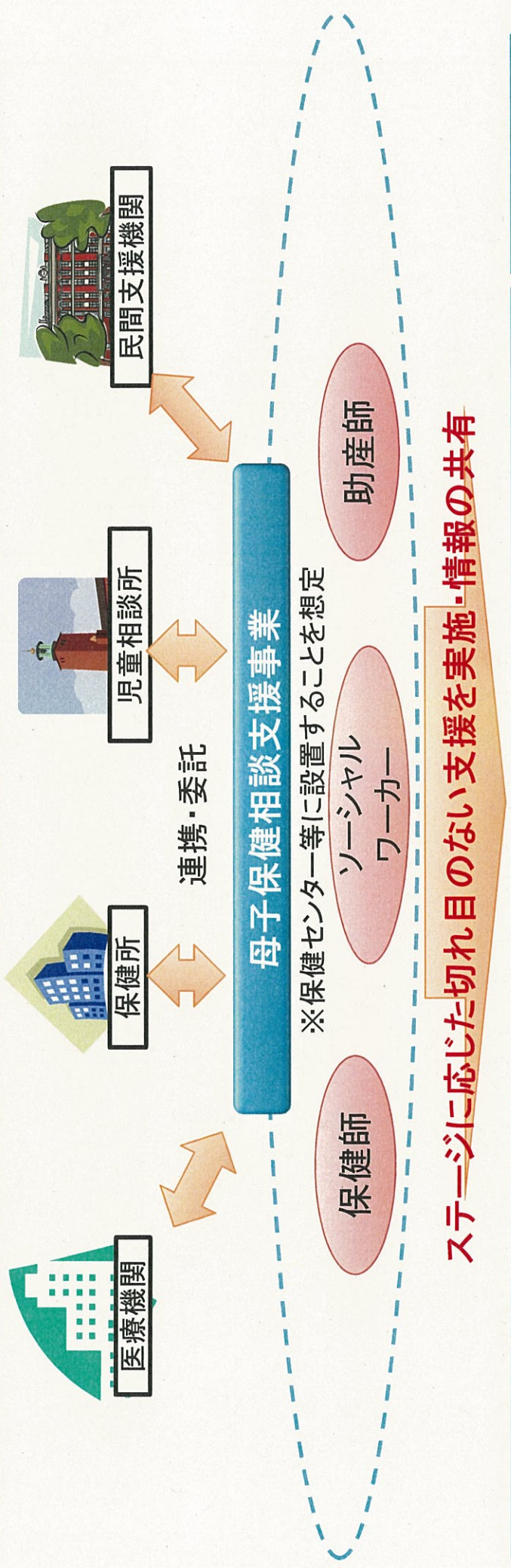
5 児童虐待防止医療ネットワークの推進

児童虐待・DV対策等総合支援事業（5,166百万円）の内数

地域の医療機関が連携して児童虐待の早期発見・介入等の対応を行う虐待防止体制の整備を図るため、各都道府県等の中核的な医療機関に虐待専門コーディネーターを配置し、地域の医療機関への研修、助言等を行う。

妊娠・出産包括支援事業の展開

- 現状様々な機関が個々に行っている妊娠期から子育て期にわたるまでの支援について、ワンストップ拠点を立ち上げ、切れ目のない支援を実施。
- ワンストップ拠点には、保健師、ソーシャルワーカー等を配置してきめ細やかな支援を行うことにより、地域における子育て世帯の「安心感」を醸成する。



不妊に悩む方への特定治療支援事業について

1. 事業の概要

- 要旨
不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、高額な医療費がかかる、配偶者間の不妊治療に要する費用の一部を助成
- 対象治療法
体外受精及び顕微授精（以下「特定不妊治療」という。）
- 対象者
特定不妊治療以外の治療法によっては妊娠の見込みがないか、又は極めて少ないと医師に診断された法律上の婚姻をしている夫婦
- 給付の内容
1回15万円（凍結胚移植（採卵を伴わないもの）及び採卵したが卵が得られない等のため中止したものについては、1回7.5万円）、1年度目は年3回まで、2年度目以降年2回まで、通算5年、通算10回を超えない
※平成26年度に40歳未満の方で新規に助成を受けられる場合には、年間助成回数、通算助成期間の限度を廃止し、通算助成回数6回まで
- 所得制限
730万円（夫婦合算の所得ベース）
- 指定医療機関
事業実施主体において医療機関を指定
- 実施主体
都道府県、指定都市、中核市（全都道府県・指定都市・中核市において既に開始済み）
- 補助率
1/2（負担割合：国1/2、都道府県・指定都市・中核市1/2）

2. 沿革

- 平成16年度創設
 - 平成18年度
 - 平成19年度
 - 平成21年度補正予算
 - 平成22年度予算
 - 平成23年度予算
 - 平成25年度予算
- 支給期間2年間として制度開始
支給期間2年間で5年間に延長
給付金額を1年度あたり1回10万円、2回までに増額、所得制限額を（650万円→730万円）引き上げ
給付額10万円→15万円
給付額15万円を継続
1年度目を年3回に拡充
凍結胚移植（採卵を伴わないもの）等の給付額を見直し
（15万円→7.5万円）

平成25年度補正予算 一部助成対象範囲を見直し、安心こども基金により実施

3. 支給実績

年度	支給実績
平成16年度	17,657件
平成17年度	25,987件
平成18年度	31,048件
平成19年度	60,536件
平成20年度	72,029件
平成21年度	84,395件
平成22年度	96,458件
平成23年度	112,642件
平成24年度	134,943件

小児慢性特定疾病児童成人移行期医療支援モデル事業(仮称)

平成27年度要求額: 24,789千円

実施主体: 公募団体

【事業の目的・内容】

- 小児慢性特定疾病児童の成人期移行過程での医療については、患児の成長・発達等を踏まえた医療が必要であり、この医療の提供体制の整備が課題である。
- 小児と成人に対する医療が異なる疾病領域を対象とし、移行期の医療を円滑に進めるためのツール開発、研修、実証をパッケージ化し、移行期医療の提供モデル構築し、その提供体制の整備を促進する。

対象疾病

- ・先天性心奇形 ・先天性腎奇形 ・甲状腺機能低下症など6疾患群200疾患を対象

モデル事業の流れ

【評価委員会会議】



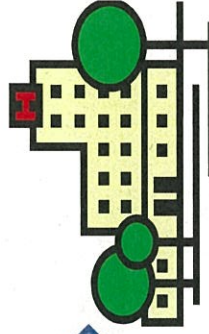
全国4ブロックで評価委員会(関係診療科の医師で構成)を設置し、移行ツールの中身について検討。

【移行先での研修】



移行先(成人対象の医療機関)において、移行ツールを活用し研修。

【移行先での調査】



移行先(成人対象の医療機関)において、移行ツールがどのように使われているかを調査し、課題の把握等を行う。

モデルの構築



移行期医療の体制整備

※平成28年度は、引き続き移行先での調査及びそれを踏まえた評価委員会会議を実施する。

小児慢性特定疾病指定医育成事業（仮称）

【事業の目的・内容】

実施主体：都道府県・指定都市・中核市

- 小児慢性特定疾病指定医は、
 - ・学会が認定する専門医を取得していること
 - ・都道府県が実施する研修を受講していることを要件としている。
- 本事業により、研修を実施し、小児慢性特定疾病の診断が適切に行われる体制を整備する。

